

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 2 号

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

川崎市公衆浴場法施行条例（平成24年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（以下「個室付浴場」という。）」を削り、同条第4項中「第18号」を「第18号エ」に改める。

別表第1第1項第3号中「ろ過器を使用していない浴槽水及び」を削り、「ろ過器を24時間以上連続して使用している」を「当該浴槽水以外の」に改め、同項第22号ただし書を削り、同表第2項第6号中「流し場」を「洗い場」に改め、同項第18号を次のように改める。

(18) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。

ア 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

イ 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等の床面における照度は、30ルクス以上とすること。

ウ 屋外の浴槽に附帯する通路等の床は、耐水材料を用い、適正に排水できる構造であること。

エ 屋外の浴槽の浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

オ 屋外には、洗い場を設けないこと。

カ 屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。

キ 第7号から前号までに掲げる基準に適合すること。

別表第1第2項第18号の次に次の1号を加える。

(19) サウナ室を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。

ア サウナ室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

イ サウナ室には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、床面における照度は、30ルクス以上とすること。

ウ サウナ室の床は、適正に排水できる構造であること。

エ サウナ室には、入浴者の見やすい場所に温度計及び時計を備えておくこと。

オ サウナ室の床、内壁及び天井は、耐熱材料を用いること。

カ 蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とするとともに、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

キ 入浴者の安全のため、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設け、かつ、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。

別表第1第2項の次に次の1項を加える。

3 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、営業形態その他特別な理由により、

市長が公衆衛生上、風紀上及び安全上支障がないと認めるときは、第1項第22号に掲げる基準並びに前項第1号、第2号、第18号ア並びに第19号ア、ウ及びキに掲げる基準の全部又は一部を適用しない。

別表第3第3項を次のように改める

3 基準の適用除外

(1) 前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあっては、別表第1第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号エに掲げる基準は、適用しない。

(2) 前2項に掲げる基準にかかわらず、営業形態その他特別な理由により、市長が公衆衛生上、風紀上及び安全上支障がないと認めるときは、別表第1第1項第22号に掲げる基準並びに同表第2項第1号、第2号、第18号ア並びに第19号ア、ウ及びキに掲げる基準の全部又は一部を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が改正後の条例別表第1第2項第18号ウ及びカ、第19号オ及びカに掲げる基準に適合しないときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場は、改正後の条例別表第1第2項第19号キに掲げる基準にかかわらず、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓及び非常用ブザー等を設けることにつき困難な事情があるときは、増築、改築、大規模の修繕等によりこれらの公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、当該窓及び非常用ブザー等を設けないことができる。この場合において、これらの公衆浴場の営業者は、当該窓及び非常用ブザー等の設置に代わる措置を講じてこれらの公衆浴場のサウナ室における入浴者の安全を確保しなければならない。